

幼児期における文字環境について
—感性の涵養と伝統文化の理解のために—

林 崎 治 恵
四條畷学園短期大学

A Study on the Linguistic Environment for Infants
—For the Cultivation of Sensitivity and Understanding of Traditional Culture—

Harue Hayashisaki
Shijonawate Gakuen Junior College

四條畷学園短期大学紀要 第50号 別刷
平成29年12月25日

幼児期における文字環境について
—感性の涵養と伝統文化の理解のために—

林 崎 治 恵*

A Study on the Linguistic Environment for Infants
—For the Cultivation of Sensitivity and Understanding of Traditional Culture—

Harue Hayashisaki

新幼稚園教育要領では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のひとつとして文字への関心・感覚を育むことが明記され、小学校で行われる国語科書写への円滑な学習が促されている。また一方で、新教育要領の改善事項のひとつに「我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」という内容がある。文字は日本の文化や伝統に大きく関わるものであり、文字に関する学習は高等学校では芸術科書道として行われ、書の表現や鑑賞とともに書文化や伝統の理解について学習が行われている。日本の文化や伝統を担う書への理解と尊重する態度がより深まるようになるためには、書の感性が幼児期から培われるような文字環境を積極的に考慮していくことが重要である。毛筆による手書き文字に触れることができる文字環境は、生涯にわたる書への感性を開く入り口となるとともに、「水書用筆」での指導が導入された小学校での文字指導へのより円滑な移行をも期待できる。

Key words: 毛筆文字、感性、伝統文化、環境、実用

I はじめに

平成 29 年 3 月に公示された新幼稚園教育要領の第 1 章の第 2 の 3 には、「『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』は、第 2 章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。」として、10 項目が挙げられている。¹⁾ 本稿ではそのうちの

- (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

に含まれる文字に関わる内容について考察したい。

このたびの幼稚園教育要領や小学校及び中学校の学習指導要領の改訂で、幼稚園と小学校、小学校と中学校といった学校段階間の円滑な接続が図られていることは、²⁾ 幼稚園から高等教育までの一貫した学びが実現できるということであり、幼児教育が高等教育にまで連なる教育であることが明確化されたとも言えよう。小 1 プロブレムのように学校段階間での教育格差による問題がある現況での教育要領・学習指導要領の改訂の意義は大きい。本稿もそういった一貫した学びという視点から、幼児教育における文字環境について考察をする。

なお、このたびの改正で幼稚園における主な改善事項は 3 点あるが、³⁾ 5 歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にしたことは、その 3 点のうちの一つであり、また、本稿の中心内容である文字に関わる内容については、もう一つの改善事項である「幼稚園において、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなど、

* 四條畷学園短期大学 保育学科

教育内容の充実を図ったこと」にも関連するものである。

II 文字の捉え方

新幼稚園教育要領では「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」を育みたい資質や能力のひとつに挙げられているが、ここに記されている文字は標識と併記され、記号としての側面から捉えられていることがわかる。同様の表現は、第2章の「環境」の2「内容」の(10)においても「日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。」と記され、同様のことが言える。

このような捉え方は、文字についての内容が初めて触れられた昭和39年の幼稚園教育要領の文言からも窺え、文字を記号として捉えた内容であると理解できる。即ち、第2章の言語の3「日常生活に必要なことばが正しく使えるようになる。」についての留意点のウに「3に関する事項の指導にあたっては、(中略)さらに日常生活に必要な簡単な標識や記号などに慣れさせ、文字への興味や関心をも育てるようにすること。」とあり、「標識や記号」から「文字」へと移行するものとして捉えられている。標識や記号と同じく何かを示したり表したりするためのものとしての文字であり、形式的な役割を担うものとして認識されることが期待されていると言えよう。

これは、文字が記録や伝達のための実用の道具として存在していることを考えれば至極当然のことであって、幼児にとっても、これからの生活やまもなく始まる小学校での学習に文字は必要不可欠であり、その修得は日常生活や社会生活を送るうえでの必須事項である。

こういった捉え方で身に付ける技能の習得は、小学校から国語科書写としての位置付けで本格的に行われる。平成29年6月に公示された小学校学習指導要領解説国語編第3の2の(1)の(ア)には「文字を正しく整えて書くことができるようにするとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること」とあり、学習や日常生活に役立てることをねらいとして行われていることがわかる。

平成29年3月告示の新小学校学習指導要領から書写に関する部分を抜粋すると以下のとおりである。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

2 内容

〔知識及び技能〕

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ウ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。

(ア) 姿勢や筆記具の持ち方を正しくして書くこと。

(イ) 点画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと。

(ウ) 点画相互の接し方や交わり方、長短や方向などに注意して、文字を正しく書くこと。

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

〔知識及び技能〕

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。

(ア) 文字の組立て方を理解し、形を整えて書くこと。

(イ) 漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くこと。

(ウ) 毛筆を使用して点画の書き方への理解を深め、筆圧などに注意して書くこと。

〔第5学年及び第6学年〕

2 内容

〔知識及び技能〕

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。

(ア) 用紙全体との関係に注意して、文字の大きさや配列などを決めるとともに、書く速さを意識して書くこと。

(イ) 毛筆を使用して、穂先の動きと点画のつながりを意識して書くこと。

(ウ) 目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして書くこと。

正しく整えて書くということが中心となった指導であることがわかる。

ところで、文字に関する記述が初めて現れた昭和39年の幼稚園教育要領からこの度の幼稚園教育要領の改訂までの変遷を見ると、昭和39年3月告

示で留意事項に触れられたのをはじめとして、平成元年3月には定められた5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のなかの言葉（第2章の言葉の2「内容」の（10）に「日常生活に必要な簡単な標識や文字などに関心をもつ。」と記される。そして、平成10年12月には5領域の環境（第2章の環境の1「ねらい」の（3））にも「身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。」との記載が見られ、2の「内容」の（9）には「日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。」、3の「内容の取扱い」の（4）には「数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。」とある。もちろん5領域の言葉にも、2の「内容」の（10）で「日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。」とあり、3の「内容の取扱い」の（3）には「幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。」とある。平成20年の幼稚園教育要領の文字に関わる内容に変化はなく、この度の改訂で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の（8）に文字に関する能力が記された。幼児期における文字の扱いが少しずつ濃いものとなっていることがわかる。

平成20年と今回の幼稚園教育要領の環境と言葉の領域での文字に関わる記載内容に変化はないが、幼児への文字教育への扱いがゆるやかながらも高くなるという大きな流れがあるからこそ、「文字を使う」即ち、文字を書くことや文字がわかることといった面のみに教育的配慮が置かれている現況を改めてここで振り返っておく必要があるのではなかろうか。加えて、幼稚園教育要領では環境としての文字教育も考慮されるべきものとして位置付けられており、その環境としての文字と、今回の教育要領の改善事項のひとつである「幼稚園において、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなど、教育内容の充実を図った」こととを合わせて考えてみると、実用に即した面のみを念頭においた文字教育をするのみで果たしてよいのであろうか、という疑問もおこる。

Ⅲ 書写と書的美と日本の文化や伝統

書道には日本の文化や伝統がある。書とは文字を美的に表現したものである。⁴⁾ 現在、毛筆が日常生活で使われる機会は非常に少ないが、それでも行事や格式を重んじる時や場などでは使われることが多い。また、書道が現今まで発展してきたのは、先人たちが、書かれた文字に美を見いだしてきたからにはほかならない。名筆といわれる古典には実用書であってもそこには必ず美が潜んでいる。人の手を介して作られる文字は、実用を伴いながらも美を求めて発展してきたものである。そのため、書道は高等学校の学習指導要領では芸術科目のなかに位置付けられている。小学校と中学校では国語科の書写として、文字を整えて書くことを中心に学習を進めてきた子どもたちが、高等学校で学ぶ芸術としての書道にどれほど円滑に移行できているか、或いは、書道に対する理解をどれほど深められているかは現在もなお問題が残されているところである。

特に、書作品に表れた美や精神、或いは心情といった深い世界を感受し理解することは、小学校・中学校を通して長い間学んできた書写学習の内容から大きく進展していかなければならない世界である。筆で書かれた美しい文字を目にすることが少ない現代において、学習内容を進展させながら移行させることは容易なことではない。国語科から芸術科へ移行する接続となる高等学校学習指導要領の書道Ⅰの目標に、書道Ⅱ・書道Ⅲでは含まれない「書写能力の向上を図り」という内容が記されているのは、そういった点を鑑みてのことであろう。

現行の高等学校学習指導要領書道Ⅰ・書道Ⅱ・書道Ⅲの目標の全文を挙げると以下の通りである。⁵⁾

・書道Ⅰの1目標

書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。（第2章の第7節の第10の1「目標」）

・書道Ⅱの1目標

書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、

感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。(第2章の第7節の第11の1「目標」)

・書道Ⅲの1目標

書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情と書の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな書の能力を高める。(第2章の第7節の第12の1「目標」)

書道Ⅰ・書道Ⅱ・書道Ⅲの目標に共通する内容は、

- ① 書道の活動(Ⅰでは「幅広い活動」、Ⅱ・Ⅲでは「創造的な活動」とある。)を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てること。
- ② 感性を高めること。(Ⅲでは「磨く」とある。)
- ③ 表現と鑑賞の能力を伸ばし高めること。(Ⅰでは「基礎的な能力」、Ⅱでは「個性豊かな表現」、Ⅲでは「個性豊かな書の能力」とある。)
- ④ 書の伝統と文化についての理解を深めること。(Ⅲでは「尊重する」とある。)

となる。ただし、書道Ⅲにおいては、③の内容は④の内容の後に記されている。

書道Ⅰのみにある書写能力の向上が、①～④の目標内容にもつながるといふ認識のもとでの学習指導要領である。高等学校学習指導要領解説芸術(音楽・美術・工芸・書道)編/音楽編/美術編に記載される書道Ⅰには以下のような解説がみられる。

「生涯にわたり書を愛好する心情を育てる」を最初に示しているのは、芸術科の目標に対応するもので、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」も同様である。ここでいう「書」とは、いわゆる芸術的な作品ばかりでなく、実用的な側面も含んでいる。書を愛好する心情は、身近な手書き文字や名筆への関心を持ち、優れた書に興味を抱き、自ら進んで楽しみながらよりよい表現をしようとする態度の中から芽生えるものである。したがって、小・中学校で身に付けた書写能力を基礎としながら、文字を素材とする自己表現への展開を図ることができるよう指導することが大切である。また、そのことが書写能力を向上させるとともに、古典

への興味や関心を高めていくことにもつながるのである。

「感性」とは、外界の様々な刺激や印象に対して鋭敏に反応する心の働きであり、価値や心情を感じ取る力であり、芸術を創造する根源をなすものである。ここでは、書の特質に根ざした東洋的・日本的な感性を意味している。書に対する感性を高めるためには、まず書を楽しむ態度を通して、文字の形や線質に対する感性を育てることから始めることになる。

長い引用となったが、文字、書、書写、書道といった言葉についての概観がつかめよう。その上で、「書を愛好する心情は、身近な手書き文字や名筆に関心をも」つことから芽生えると記されていることに注目したい。

これは、国語科書写から芸術科書道へのつながりを持たせていることのひとつの現れであり、実用としての文字の世界から文字表現に表れた美への視点を開かせる内容となっている。手書き文字に時として美が含まれることは、歴史上の名筆が証明するところである。しかし、現代において美を伴った手書き文字はどれほど存在するであろうか。パソコンでの文書作成が普通となり、直筆で書かれる手紙やはがきも非常に少なくなっている。目に触れる文字は、規格された印刷文字かデザインされた文字が多い。こういった社会状況のなかで書の美の鑑賞能力を高めていくことは簡単なことではない。とはいえ、古典の名筆を鑑賞することが可能な年齢に達している高校生ならば、学習内容が少々高くとも名筆を鑑賞し、小学校と中学校で培った書写技能を鑑賞能力へと発展させていくことは可能であろう。⁶⁾つまり、先に3学年分の目標をまとめた4項目のうちの②と③は達成することができると言えようが、①と④はどうだろうか。書道Ⅰから書道Ⅱ・Ⅲへと学習を進める中で修得していく内容でもあろうが、①の「生涯にわたり」という文言と④の「書の伝統と文化についての理解を深める」という内容は、前学習指導要領からの改善箇所3点あるうちの2点である。⁷⁾「生涯学習社会の一層の進展に対応」し、「芸術文化についての理解を深め」るために書道Ⅰの目標に明記されたものである。現代社会が置かれている環境を考えると、その目標達成には厳しい現状があろう。

IV 幼児期の文字環境

この現況を打破するための要となるのは、筆者は幼児期からの書に対する感性の育成ではないかと考える。先に引用した高等学校学習指導要領解説に『『感性』とは、外界の様々な刺激や印象に対して鋭敏に反応する心の働きであり、価値や心情を感じ取る力であり、芸術を創造する根源をなすものである。』と記されているとおり、心の働き、感じ取る力が感性である。文字に対して、記号としての実用を超えた美や心情を早い段階から感じ取ることができれば、書への愛着心が生涯にわたり持ち続けられる可能性が高くなるであろうし、書への関心が高まれば、書の伝統と文化についての理解も深めていくことができるだろう。

そのためには、幼児教育の環境に美や心情を伴った手書き文字を意識的に整える必要がある。そして、これはこのたびの新幼稚園教育要領の改善事項のひとつである「幼稚園において、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなど、教育内容の充実を図る」という点にも合致するものである。

巢立早希・和田圭壯は幼稚園における文字環境・文字指導についての実態観察を行い、文字環境自体が乏しいことと、手書き文字が非常に少ないことを指摘する。⁸⁾ しかも、文字として示されているのは、ポップ体などの丸文字であるという。そして、「園の環境を“かわいらしく”，子どもたちに親しみやすいようにという配慮であることがうかがえるが、そのような安易な大人の感覚で文字感覚に乏しい環境を構成することだけでは、環境を通して行うべき幼児教育としては不十分であると考える。」と述べる。⁹⁾ 確かにそのとおりである。

しかし、本稿が幼児期の文字環境を整える意義は、読み書きとしての実用手段の獲得のみに留まらず、将来にわたって書の美への感性を高め、書の文化と伝統に対する深い理解へと繋げ、それらを尊重する健全な心の育成をより円滑に図ることを含んでいる。幼児期の段階から書の美や書の文化と伝統に対する小さな入り口を含んだ文字環境を整えるという配慮が必要であり、重要となろう。

V おわりに

幼児期は特に環境を通して触れるものが重要である。文字の読み書きに対する関心は小学校以降の学習には必要不可欠である。しかし、文字環境を整えるとき、生涯にわたる影響をも積極的に考慮し、筆で書かれた美しい文字に触れることができるようにすることは、幼児の感性を育成し、書の伝統文化への関心と理解へとつながっていく可能性を持たせることができる。そして、このことは幼児期から高等教育までの一貫した教育に向けた大きな教育的配慮となるであろう。

なお、このたびの新小学校学習指導要領解説国語編には、小学校1・2学年の書写指導に「水書用筆」という教材が示されている。低学年から「水書用筆」での指導が行われるならば、その前段階である幼児期において毛筆の手書き文字に触れる環境を整えておくことは、小学校での書写学習への円滑な移行が促され、幼児の未来にとって弊害になる要素は全くなく、むしろ望ましいといえよう。

以下、当該箇所（新小学校学習指導要領解説国語編第4章の2「内容の取扱いについての配慮事項」の「〔知識及び技能〕に示す事項の取扱い」の2の1(カ)「書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。」として記されている内容）を挙げておく。

(エ) 第1学年及び第2学年の(3)のウの(イ)の指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫すること。

その解説に、

(エ)は、第1学年及び第2学年の〔知識及び技能〕の(3)ウ(イ)における「点画の書き方や文字の形に注意しながら」書くことの指導について、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫することを示している。水書用筆等を使用した運筆指導を取り入れるなど、早い段階から硬筆書写の能力を高めるための関連的な指導を工夫することが望ましい。水書用筆は、扱いが簡便で弾力性に富み、時間の経過とともに筆跡が消えるという特性も持っている。その特性を生かして、「点画」の始筆から、送筆、終筆（とめ、はね、はらい）までの一連の動作を繰り返し練習することは、学習活動や日常生活において、硬筆で適切に

運筆する習慣の定着につながる。また、水書用筆等を使用する指導は、第3学年から始まる毛筆を使用する書写の指導への移行を円滑にすることにもつながる。

とある。

最後に、小学校学習指導要領解説総則編第1章の1(1)「改訂の経緯」に「人工知能がどれだけ進化し思考できるようになったとしても、その思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであるということの再認識につながっている。」という記述があるが、美の判断は美を感受できなければなされ得ない。美には様々な様相があると同時に、崇高で深淵なる世界がある。それを感受できる目を養っていくことが肝要である。

(注)

- 1) 10項目とは、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」である。なお、保育所保育指針(平成29年3月告示)では第1章の4の(2)に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として同内容がア～コに挙げられ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月告示)では、第1章第1の3の(3)のア～コに挙げられている。本稿では、以下、平成29年3月告示の保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同文記述は省略する。
- 2) 小学校学習指導要領の第1章第2の4の(1)に、「低学年における教育全体において」「幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること」と記される。この内容について、小学校学習指導要領解説総則編に「本項は、幼稚園教育要領や認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針(以下「幼稚園教育要領等」という。)に基づく幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性を示している。」とある。
- 3) 新幼稚園教育要領の主な改善事項については「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)」の「1.改正の概要」の(4)幼稚園における主な改善事項」に記される。
- 4) 藤原鶴来(1972):和漢書道史.二玄社.「緒論」(初

版は1927年、1972年に新版発行。)

- 5) まもなく(平成30年)新高等学校学習指導要領が告示されるが、現段階では現行の高等学校学習指導要領解説芸術(音楽・美術・工芸・書道)編/音楽編/美術編解説(平成21年7月)から引用する。
- 6) 現行の高等学校学習指導要領解説芸術(音楽・美術・工芸・書道)編/音楽編/美術編解説(平成21年7月)の第2章第7節第10節の2「目標」の解説に「書写は、正しく整えて書くことが美の一つの基本的な在り方であるのに対して、書道は、それを基盤にしながらも更に芸術としての多彩な美へと発展していくものである。」とあり、また「書写は、正しく整えて書くことが美の一つの基本的な在り方であるのに対して、書道は、それを基盤にしながらも更に芸術としての多彩な美へと発展していくものである。」との記述がある。さらに、「内にあるものを外に表し、外にあるものを内に収めるという意味で、表現と鑑賞とは車の両輪のような関係にあり、離すことのできないものであるとともに、それぞれの能力は相乗的に高められていくものである。」との記述がある。
- 7) 現行の高等学校学習指導要領解説芸術(音楽・美術・工芸・書道)編/音楽編/美術編解説(平成21年7月)の第2章第7節第10節の2「目標」の解説に目標は、次の三点について改善を図っている。一点目は、「書を愛好する心」に新しく加えた点である。「生涯にわたり」は、従前は「書道Ⅲ」の目標にのみ示していたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって書への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「書道Ⅰ」の目標にも明記した。二点目は、「書の伝統と文化についての理解を深める」ことを新たに加えた点である。従前は「書道Ⅱ」の目標に示していたが、芸術科の目標に「芸術文化についての理解を深め」ることを加えたことを受け、「書道Ⅰ」の目標にも明記した。とある。
- 8) 巢立早希・和田圭壮(2014):幼児期における文字指導に関する一考察～園における実態調査に基づいて～福岡教育大学紀,第63号,第5分冊,85-86
- 9) 注8)と同じ。

- 2017.10.5 受稿、2017.10.6 受理 -

